

WTO 体制下の日本農業・農村活性化の基本方向を考える
— 政府の新しい食料，農業，農村政策に対する批判を手がかりとして —

柿 崎 京 一*

**The Considerations of the Basic Direction of Revitalization of
Japanese Agriculture and Rural Society under the WTO System:**

Kyoichi Kakizaki*

Abstract

The present report comprises four chapters. Chapter 1 is a review of the general situation of economic and social changes in agriculture and rural communities. Chapter 2 is concerned with a general view of the new policies for food, agriculture and rural areas. Chapter 3 deals with a criticism of the government's new policies for food, agriculture and rural areas. Chapter 4 is a conclusion.

Now, Japanese agriculture and rural communities are encountering an extremely awkward situation, the causes of which are probably industrialization and urbanization. That is, the awkward situation has been caused both by an excess of dependence upon industrial agriculture on the basis of the competition principle of efficiency-first, and by the maximum-oriented life style in which the convenience principle is prior to all others. Such an excess of dependence on industrial agriculture and such a maximum-oriented life style are directly opposed to permaculture based on the symbiosis principle, and to the comfort principle in which human nature has priority over all others.

This report discusses the basic direction of the revitalization of Japanese agriculture and rural society from a sociological viewpoint on the premise of the fundamental conditions mentioned above.

まえがき

1986年以来、8年に及んで議論を続けたガット・ウルグアイランド (UR) の農業交渉は、'93年12月にようやく一応の決着をみた。ガットは貿易

自由化の拡大を図る目的で組織された機構である。UR 農業交渉は、これまで工業製品に比較して自由化の遅れていた農産物についても、国境措置をできるだけ除去し、関税障壁を漸次低くすることによって自由貿易の原則を貫徹させることを目的

*人間基礎科学科

*Department of Basic Human Sciences

とするものである。

このガット・UR 合意の実施を監視するための世界貿易機関 (WTO) が1995年1月に発足し、いよいよ自由貿易体制が本格的に始動することになった。こうした世界の情勢を背景として、日本の農業・農村の新たな政策の基本的考え方を検討してきた政府は、1992年6月に「新しい食料・農業・農村政策の方向」(新政策)として取りまとめ、公表した。さらに1961年に公布した農業基本法に代わる新しい農業基本法の策定が課題となっている。

周知のように、UR 農業合意は、米国と EU という農産物輸出国が、輸出市場の競合の緩和を目的とする、主として米国の戦略にもとづいて実現したものである。したがって、UR 農業合意そのものがわれわれにとって釈然としないものであるが、本稿ではこの点を直接問題とするのではない。日本農業・農村の現実を直視し、政府が構想しつつある新農業基本法の前哨とみられる新政策の批判を通して、瀕死の状態にある農業・農村再生の道を、社会学的視点にたって考えることを当面の目的としている。

1 農業・農村の変動の概要

(1) 農家と農家人口

日本の国土総面積に占める耕地の割合は約14%にしか過ぎない。また、農家戸数と農家人口についてみると、第二次世界大戦終結の前後の一時期を除けば、戦前よりこの僅かな耕地に依存する農家戸数は550万戸、農家人口3000万人、農業就業人口1400万人と、ほぼコンスタントに持続していた。

過去において長期にわたってほぼコンスタントに持続してきた農家戸数・農家人口・農業就業人口が大きく変わるのは、1960年以降の、いわゆる高度経済成長期である。1960年時点におけるそれぞれのデータは、606万戸、3441万人、1454万であり、若干戦前水準を上回るものの、ほぼ近似値を示していた。しかし、その後の変化は、Table 1, 2にみるように、いずれの場合にも急激な減少傾向を現わしている。

すなわち、1960年時点において606万戸であった農家戸数は、その後年々漸減傾向を辿り、30年を経た1990年には384万戸と、比率にして約37%の減

少となっている。一方、この間の農家人口は1730万人に減少し、半減している。さらにより顕著な減少は農業就業人口の場合である。すなわち1960年当時に1454万人であったものが、その後の30年間に565万人、比率にして61%の減少を示している。過去30年間におけるこのようなドラスティックな変化は、かつて経験したことがなく、そのことは農業は勿論のこと、農村社会にも重大な影響を及ぼしていることが容易に予想されるところである。

以上の変化について、もう少し立ちいって検討してみると、まず、上記の3項目のうち農家戸数は、他に比較すればその減少傾向はやや緩やかである。このこと自体日本の農家の特質として注目される点であるが、それはさておき、この農家を専業・兼業別にみると Table 3に明らかのように大きな変化がみられる。すなわち、1960年当時の専業、第一種兼業、第二種兼業農家の構成比は、それぞれ34.3、33.7、32.0%とほぼ均等であった。ところがその後の動向をみると、専業農家は年々減少し、反対に兼業農家、とりわけ第二種兼業農家の増加が目立つ。1990年におけるその構成比をみると、専業農家では16%と半減し、第二種兼業農家では67%と倍増している。つまり、専業に第一種兼業農家を加えても総農家の3分の1に過ぎず、第二種兼業の支配的な構成を現出していることが注目される。

つぎに農業就業人口についてみると、1990年時の総数565万人中、1年間に150日以上農業に従事している人口は236万人、割合にして42%と農業就業人口総数の半数以下でしかない (Table 2)。また、男女比では4対6と女性の占める割合が高くなっている。さらに注目すべき点は、これらの農業就業人口は年々高齢化が進行していることである。その結果、1960年当時において60歳以上の農業就業者の全体に占める割合は18%ほどでしかなかったものが、1990年には半数を上回る53%に達している。この高齢化の実態は、それだけ若年農業者の減少を暗示させる。事実、29歳未満の人口は32万人弱、全体に占める割合は僅か5.6%にしか過ぎず、次世代の農業を担う後継者の涸渇状況がきわめて深刻となっている。

Table 1 : Number of Farm Households and Farm Household Population

(unit : ten thou.)

Year	(A) Farm households	(B) Household population	(A)/(B)
1960	606 (100.0)	3441 (100.0)	5.68
65	567 (93.5)	3008 (87.4)	5.31
70	540 (89.2)	2660 (77.3)	4.92
75	495 (81.8)	2320 (67.4)	4.69
80	466 (77.0)	2137 (62.1)	4.58
85	438 (72.2)	1984 (57.7)	4.35
90	384 (63.3)	1730 (50.3)	4.51

Source : The Censuse of Agriculture, Statistics and information
Department, Ministry of Agriculture.

Table 2 : Number of Household Members Mainly Engaged in Family-Operated and Custom Farming

(unit : ten thou.)

Year	(A) Total	(B) an annal working 150 days and over	(A/B)	(C) 60 years old and over	(A/C)
1960	1454 (100.0)	— (—)		254 (17.5)	
65	1151 (79.2)	744 (64.6)		253 (22.0)	
70	1035 (71.2)	560 (54.1)		280 (27.1)	
75	791 (54.4)	377 (47.7)		250 (31.6)	
80	697 (48.0)	314 (45.1)		250 (35.9)	
85	636 (43.8)	278 (43.7)		277 (43.6)	
90	565 (38.9)	236 (41.8)		301 (53.3)	

Table 3 : Number of Farm Households Classified by Full-time and Part-time

(unit : ten thou.)

Year	Total	Full-time farm household	Part-time farm household	
			main income from farming	main income from other jobs
1960	606 (100.0)	208 (34.3)	204 (33.7)	194 (32.0)
65	567 (100.0)	122 (21.5)	208 (36.7)	237 (41.8)
70	540 (100.0)	85 (15.7)	181 (33.5)	274 (50.7)
75	495 (100.0)	61 (12.3)	126 (25.5)	308 (62.2)
80	466 (100.0)	62 (13.3)	100 (21.5)	304 (65.2)
85	438 (100.0)	63 (14.5)	78 (17.8)	297 (67.8)
90	297 (100.0)	47 (15.8)	52 (17.5)	198 (66.7)

footnote ; 1) Number of Farm Households at 1990, Size of cultivated land
0.3ha. and over or an annual commercial 500 thou. yen of over.

以上は、1960年以後の高度経済成長期をほとんど30年間の農業、農家の動向の概要である。

これらのデータだけからしても、今日の日本農業・農村は大きなインパクトを受け、その持続の困難な事態に直面していることは容易に予想されるところである。

(2)農村社会の動向

まず、農林水産省の実施している農業集落調査結果に依拠して作成した Figure 1 によって、農業集落数の動向についてみてみよう。

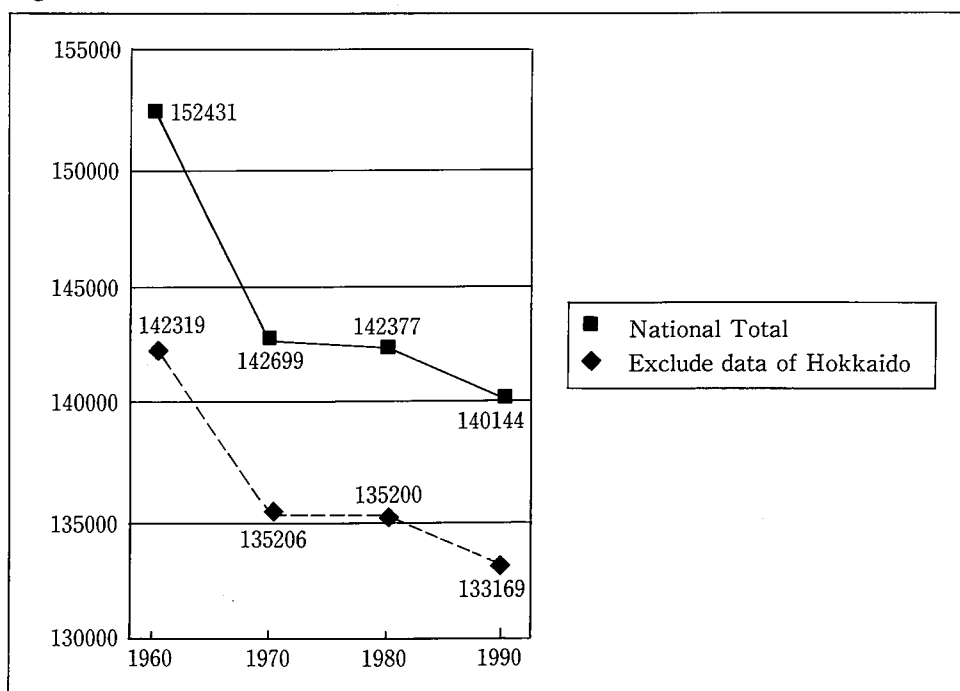
それによると、1960年当時には約15万の集落があった。その後の高度経済成長の急上昇する1970年までの10年間に、集落数は約1万減少している。この時期は山間集落を中心に廃村や過疎化の進行した時代である。しかし、その後の10年間は、それ程大きな変化がみられなかったが、1980年以降になって、再び減少傾向が現われる。この1970年以降、農家戸数・農家人口の減少傾向は持続していたのであるから、この間に過疎化の進行は依然として続いており、80年以降になって集落維持機

能が限界に達し、再び解体化に向ったものと思われる。

1990年現在、集落数は約14万人であり、一集落の平均戸数は、農家・非農家をあわせて172戸である。そのうち農家戸数は僅か28戸弱にしか過ぎず、残りの144戸強は非農家である。つまり、農業集落とはいっても、総戸数に占める農家の割合は20%にしか過ぎず、混住化の深化、ひいては実質上非農業集落に変質している集落の多いことが予想される。いま、集落総戸数のうち、農家戸数の占める割合別の集落数の比率をみると、Table 4 のとおりである。それによると、過去10年間に農家の占める比率70%以下の集落が増加している。ことに10%未満層では5%も増えている。これに10~30%層を加えた31%の集落は、現状の推移を前提とすれば非農業集落への転移予備集落として位置づけられるだろう。こうした状況は、純農業集落の減少を予想させる。事実、農家率70%以上の集落数は、47%から33%に減少している。

さらに耕地面積についてみると、Table 5 に示

Figure 1 : Transitional Number of Rural Communities



footnote, 1) Excluding data of Okinawa Prefecture, until 1970.

すように1990年時の一集落の平均耕地面積は、35.5haである。過去10年間の変化をみると2.5ha減少している。その理由の多くは住宅地への転用である。このことは、さきの非農家の増加と表裏の関係を示している。

農業集落は、もともと生産・生活上の協力関係を基礎とする地域集団である。生産に関しては、かつて共同作業をはじめ、農業機械や農業用施設の共同利用も盛んに行われていたが、農業機械の個別所有や、経営部門の分化、兼業農家の増加に伴う作業過程の個別化などによって集落の基礎的

機能が低下し、加えて非農家の増加による農業生産上の環境の悪化、さらには農業従事者の高齢化などによって、農業集落の自律的な社会統合は、次第に弛緩しつつあるとみなされる。

こうした集落の現状からすれば、農業集落の命運は、近い将来に尽きるのではないかと思われるし、事実、集落の解体を予想する研究者も少なくない。しかし、集落の内部に立ち入ってみると、Table 6・7・8・9にみるように、個別農家間や集落規模において農業生産組織を有する集落が、全体の84%と高率を占めている。また、集落の会

Table 4 : Number of Rural Communities by Ratio of Farm Household-Distribution ratio

(unit : %)

year	total	~10%	10~30	30~50	50~70	70~80	80~
1980	100.0	10.1	13.2	12.1	17.5	12.0	35.2
1990	100.0	15.0	16.3	15.3	20.6	11.3	21.4

Table 5 : Average Farm Households and Cultivated Land Area per One Rural Community

(unit : number, hectare)

year	Farm household	Cultivated land
1980	32.7	38.0
1990	27.0	35.5

Table 6 : Co-operative Groups for Agricultural Production 1990

(unit : number)

Number of Rural-commu. with agricultural asoiation	Number of Agricultural production organization by type of business		
	Total	Single business organi. ³⁾	Multiple business organi. ⁴⁾
Total ¹⁾ 118,355 (84.0) ²⁾	46,877	32,453	14,424

footnote 1) Excluding Okinawa Prefecture

2) Ratio of occupy in total rural communities

3) Include 1; Crop growing (6,911)
2; Joint use agricultural machinery and facility (24,958)
3; Contract (584)

4) Include 1; Crop growing & Joint use agricultural machinery and facility (6,366)
2; Crop growing & Contract (135)
3; Joint agricultural machinery and facility & Contract (1,432)

Table 7 : Number of Rural Communities by the Number of Times in Those Meeting for Past One Years
(Survey date Feb.1,1990)

(unit : %)

total	1～2	3～4	5～6	7～8	10～
96.8	23.5	23.2	20.3	6.0	27.0

Table 8 : Number of Rural Communities by Managing Method of a Path between Field for Path between Field for Past One Years

(unit : number)

Rural commu. with Paths between field	Managed by rural community				Not managed by farm household
	Joint work		By hired staff	Total	
	By all the households	Only by farm households			
132,595 (100.0)	49,599 (37.4)	35,540 (26.8)	1,035 (0.8)	86,174 (65.0)	46,421 (35.0)

Table 9 : Number of Rural Communities by Controlled Method of Irrigation and Drainage (Excluding Okinawa Prefecture)

(unit : number)

Rural commu. having agricultural irrigation and drainage canals	Managed by rural community				Not managed by farm households
	Joint work		By hired staff	Total	
	By all the households	Only by farm households			
128,055 (100.0)	41,007 (32.0)	54,823 (42.8)	987 (0.8)	96,817 (75.6)	31,238 (24.4)

合(同97%),農道の管理(同65%),農業用排水路の管理(同76%)等の実施についても高い割合を維持している点を見逃すことはできない。加えて、消防、葬儀や祭祀といった伝統的な集落の共同組織、近隣の家々の各種の互助関係も維持され人びとの生活を支えている。

以上、わが国の農業・農村の現状を概観してみたのであるが、事態はきわめて深刻であり、農業生産の持続にとっても、また農業集落の自立的統合・維持にとっても憂慮すべき状態にあることは明白である。こうした事態にさらに追い打ちをかけるものが、ガット・ウルグアイ・ラウンドの合意にもとづく農産物の自由化である。一体、政府はこのような農業・農村の直面している問題にどのように対処しようとするのであろうか。そこで、

つぎに政府が1992年6月に発表した「新しい食料・農業・農村政策の方向」について検討を加えてみることにしたい。

2 食糧・農業・農村の新政策の方向性

(1)食糧生産の自給率

過去30年間における農村のドラスティックな変化は、農業生産に大きな影響を与えた。その端的な現象は、食用農産物の自給率の低下である。この推移を Table 10 によってみると、1960年以降、食糧自給率100%以上を持続しているのは米だけである。鶏卵と牛乳はほぼ80%以上を保っている。それに対して小麦をはじめとする麦類や豆類の凋落が目立つ。また、穀物類自給率では30%、供給熱量に換算した自給率では46%にとどまるという

Table 10 : Self support rate of food Agricultural Products

Item	(unit : %)				
	1960	1970	1980	1990	1992
Rice	102	106	100	100	101
Wheat	39	9	10	15	12
Barly, Naked Barly	107	34	15	13	10
Soy beans	28	4	4	5	4
Fruits	100	84	81	70	65
Hen Eggs	101	97	98	98	97
Raw Milk, Dairy products	89	89	82	78	81

データもある。こうした自給率の低下の背景には、米の消費量の減少、食生活の多様化や洋風化に加えて、国内農産物の相対的高価格であることなどがあげられる。

その結果、日本は世界最大の食糧輸入国となっている。いま、1992年度に輸入された主な農産物を生産するのに必要な外国の耕地面積を試算すると、約1200万 ha となるという¹⁾。これは、同年の日本の耕地面積の2倍以上に相当することになる。

これまで日本政府は、国内の農業生産者の所得確保や、国民に対する食糧の安定供給、国土・環境保全などの立場から、米を中心とする日本農業の保護、輸入制限を行ってきた。しかし、1993年に「関税及び貿易に関する一般協定」(GATT Uruguay Round, GATT. UR)に合意したことにより、1995年から6年間の移行の準備期間(この間に年々関税の引き下げ実施)を設け、2000年には原則として完全な国際自由貿易体制に編入されることになる。この協定の実施国際機関として1994年にWTO(World Trade Organization)を設立、協定がいよいよ現実のものとなった。

(2)政府の新しい農業・農村政策の骨子

日本政府は、1992年6月に「新しい食糧・農業・農村政策の方向」(The Basic Direction of New Policies for Food, Agriculture and Rural Areas)を発表した。この新政策は、これまで述べてきた農業・農村、さらに食糧など、日本農業・農村の直面している諸課題の解決策の基本方向を示すものとして注目される。同時に、この新政策の背景には、目前に迫っているGATT. URの合意の受諾、WTO systemへの移行に対する政府

の対応が緊急に求められていたことが明白である。

この新政策の考え方の基本には、①食糧政策、②農業政策、③農村地域政策、④国民的視点に立った政策展開の4項目があげられている。

このうち第一の食料政策では、国際的な食料需給の観点(中長期的な食料需給は逼迫基調で推移するという予測)も踏まえ、国土資源を有効に利用し、食料自給率の低下傾向に歯止めをかけていくことを基本としている。

第二の農業政策については、まず農業経営を担う者の確保を最重要課題と認識している。そのためには農業を職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとするため、10年程度後の経営体像を提示する(認定農業者制度)。その育成策として、市場原理・競争条件の一層の導入のもとで、効率的・安定的な経営を実現するための集中化・重点化の施策を行うことをあげている。

しかし、この重点施策と同時に、小規模な兼業農家や生きがい農業を行う高齢農家などの役割分担の明確化、環境保全型農業の確立・推進についても触れている。

さらに第三の農村地域政策は、これまでの農業政策において殆んど除外おかれていた領域であり、その意味で注目される。ここでは、まず農村と都市が相互に補完し合い、共生していくことを基本とし、都市近郊・平地農業・中山間地域のそれぞれの抱えている多様な問題に対応していく。ここでは、生産基盤と生活環境を一体として行う農村整備を推進し、併せて伝統・文化を育み、地域福祉の充実を図り、特に若者の定住を促進させることに重点がおかれている。

最後に国民的視点に立った政策展開では、安全な食料を適正価格で供給し、美しい景観を有する伝統・文化の豊かな農村づくり、地域資源と国土を良好な状態で後世代へ継承させることをとりあげている。この項目も従来までの農政にはみられなかった新しい内容である。

以上が、この新政策展開の考え方の要約である。新政策ではこの考え方にひきつづき、政策の展開方向について述べている。そこでつぎに、それらの内容のうち、特に注目される点について列挙してみよう。

この政策の展開方向については、大別して農業政策、農村地域政策、環境保全に資する農業政策、食品産業・消費者政策、研究開発及び主要な関連政策の5項目から構成されている。以下では、とくに前3項目を中心にとりあげてみることにしたい。

まず、農業政策に関しては、

- ①土地利用型農業の経営展望として、他産業並みの労働時間で、生涯所得が他産業従事者と遜色のない水準を目標。具体的には、10年程度後の経営展望として、効率的規模は個別経営体で10~20ha程度、コスト水準は全農家平均の5~6割に低下させる。
- ②経営体の育成と農地の効率的な利用に関しては、育成すべき経営体がそれぞれの地域において創意、工夫を生かして実現されるように、農地制度、土地改良制度などの見直しを含め、まず地域農業の再編を行う。さらに、経営管理能力の向上、給料制、休日制の導入などに重点を置いた普及指導体制を整備する。また、経営形態の選択肢として、家族農業経営のほか、生産組織、農業生産法人化などをあげている。
- ③そのほか、新規就農の促進、女性の役割の明確化、農地及び農業用水の効率的利用などについて取り上げている。とくに農地に関しては、農地保有合理化促進事業の推進、及び農協や市町村の公益法人が行う農地の利用、管理（例えば農業公社）の推進などがここでは注目されている。
- ④米の生産調整と管理、価格政策については省略する。

つぎに、農村地域政策についてみると、まず農村地域を、大規模土地利用型農業経営の展開可能な地域と、立地条件に恵まれず地域資源及び地域社会の維持が困難な地域、及びこれと重複した形で高付加価値型などの農業経営が展開する地域に分化することを前提に産業活動の振興を図ることを基本としている。この場合、後者の2地域は、中山間地域を対象としていることが明らかである。こうした地域区分を前提にして、ここでは大別して二つの課題をあげている。

①適正な土地利用の確保と農村の定住条件の整備。

ここでのねらいは、土地利用区分を明確化し、土地の面的管理を適正に行う仕組みを整備すること。そのためには、地域農業の中心となる経営体と、土地持ち非農家や小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家などが相互に連携し、役割分担しながら分化することが前提となる。また、地域住民の生活環境の整備を通じて、地域社会の活力と連帯の維持増進を図る。さらに地域全体の所得の維持確保のため、農村工業の導入、リーダーの育成や地域内発型の農林水産関連産業やグリーン・ツーリズムの振興、都市と農村の連携の強化など、定住条件の整備については多岐にわたっている。

②中山間地域などに対する取組みについては、高付加価値型などの農業や有機農業、さらに林業、加工業、観光などの振興、そのほか定住人口の確保のための社会資本の整備、拡充などをとりあげている。

さいごとりあげられる環境保全に資する農業政策もまた新政策の特徴である。ここでは、「環境保全型農業」の確立・推進をめざしている。その内実は、施肥基準や病虫害防除要否の判断基準の見直しをはじめ、環境保全型農業技術の研究開発、未利用有機物資源のリサイクル利用の推進などである。また、そうした農林業活動を通じて、農業・農村が有する国土・環境保全機能が維持増進されると共に、そうした機能の適切な維持のあり方について幅広い国民の理解を醸成すべきことをとりあげている。

以上が、この新政策の基本的な考え方および政策展開の方向のあらましである。これらの政策は、

1993年から2002年までの10年間程度を目標に実現することをめざしている。

新政策の冒頭に述べているように、この政策の理念は、従来の効率性追求一辺倒への反省の気運を前提とし、地域社会との共存を図りつつ、豊かさゆとりを実感できる、持続的、安定的発展を目指す新たな経済社会の枠組の実現である。この新思考にもとづいて新政策では、これまで再三にわたって指摘してきたように、農村や環境保全、さらには消費者政策といった、これまでの伝統的政策には殆どみられなかった新基軸を打ち出していることが注目される。

政府は、この新政策の具体化の一環として「農業経営基盤強化促進法」「特定農山村法」の制定(1993年)や、家族経営協定の普及推進に関する通知、認定農業者のモデル策定の指示(1995年)などが実施に移されている。

3 新政策に対する批判

新政策に盛り込まれている内容は、1961年に制定された農業基本法に比較すれば、経済のみならず社会や文化、農村・都市(消費者)や環境保全といった広範囲に及んでおり、その意味では画期的である。しかし、この新政策を通読しての印象は、総花的であり、かつ平板的にさまざまな事項を羅列していることである。これまで補助金農政に象徴されるハード事業中心の行政から、ここにとりあげている多彩なソフト事業への転換が、果たして実現可能となりうるのだろうか、という危惧の念を抱かせる。以下では、新政策の内容に即して、疑問点のいくつかについて論及してみることにはしたい。

まず第一点は、農業の基本的性格についての認識である。新政策の考え方の基礎には、少なくとも経済的競争原理を前提とした農業と他産業、とくに工業と同一レベルに位置づけていることである。こうした考え方は、UR合意の受諾を強行に押し進めてきたアメリカ合衆国に代表される主張であると同時に、日本の財界指導層にも支配的であることは周知のとおりである。

しかし、もともと農業と工業はそのよってたつ基盤が異なる産業であり、これを経済基準に限定

して同列に扱うことそれ自体が、そもそも問題である。農業は本来、自然という再生産資源を前提としたリサイクル型の永続的産業(permacultural industry)である。それに対して工業は有限の鉱物資源利用の消耗型の一過性産業(pass away industry)という特徴を指摘するだけでも、この両者の違いは明白であるだろう。もっとも、世界最大の農業国であるアメリカ合衆国では、資源収奪型農業が支配的であり、自然破壊の進行していることがしばしば警告されている。また、A.トフラーの指摘²⁾をまつまでもなく、工業化の先頭を馳ける日本においても、効率第一主義(the efficiency first)の考えが優先し、農業の工業化が急速に進んでいる。その結果、現実にはさまざまな問題を派生させているのである。新政策の構想の基本となっている経済的競争原理を前提とする限り、農業・農村の今日的課題解決にとってどれほどの実効性をあげることができるか甚だ疑問を抱かざるをえない。

この点はずぎの第二の問題にも関連する。新政策の土地利用型農業の経営展望において、個別経営における効率的な農地規模は10~20ha程度を構想している。現在、一集落の平均耕地面積は35.5haであるから、平地・山間地という地域特性は別として単純に計算すると、一集落平均の農家数は現状の28戸から2~3戸に削減されることを意味する。農地の規模拡大は、1961年の農業基本法以来の政府の重点政策目標であった。にもかかわらず30年を経過した現状において5ha以上の個別経営農家は、全体の僅か1%程度にしかすぎない状況である。

しかも注意すべき点は、この新政策において明確な数値目標をあげているのはこの土地利用型農業の経営展望の箇所に集中している、そこでは農地規模のみならず、10年程度後の稲作中心の農業において地域農業の基幹を担う経営体として、個別経営体群(15万程度)、と大多数の稲作農家が関わりを有する組織経営体群(2万程度)を想定し、これらの経営体によって稲作の8割程度を生産するというのである。さらに他産業従事者と遜色ない水準については、新政策には具体的数値がないものの、各自治体に指示している認定農業基準に

は個別経営体において年間所得800万円以上をめやすにしている

そうしてみると、新政策の力点は、稲作農業において経営耕地面積10～20ha、年間所得800万円という個別経営体（農家）の育成におかれていると読みとめることは、ひとり筆者の偏見ではないように思われる。さらに経営形態の選択肢の一つに農業生産法人制度をとりあげていることも、そうした構想の延長線上にあるものと考えられる。

この点に関しては、「ポスト UR 農政は相変わらず効率至上主義にたつて、認定農業者への農地集積を唯一の切り札として追求」³⁾しているという田代洋一の批判と軌を一にするものである。

勿論、土地利用型農業においてはある程度の経営規模の必要であることは認めるとしても、それは限られた条件のものである。しかも効率主義のスケール・メリットが必ずしも日本の農地条件のもとでは適合しえないことも既に経験済みである。

加えて、地形的に傾斜地が多く、農地の4割が中山間地域に位置している日本の農地を有効利用するためには、こうした効率主義のみでは不可能である。むしろ複雑な地形を活用した複合経営、新政策の標榜する環境保全型農業を、国民的合意のもとで推進すべきであるように思われる。

第三点は、農業集落に関する問題である。新政策では、伝統・文化を育み、医療や福祉などを充実し、若者の定住促進を可能とする農村づくりをとりあげている。ここでの農村と農業集落との関係は必ずしも明確でないにしても、積極的に農村を視野に入れている点が注目される。

しかし、1961年以降の基本法農政における農業集落の位置づけは、農業近代化の発展にとってマイナスに作用する前近代的な存在であった。1970年代に入って基本法農政に行き詰まりが明らかになると、集落農業という方向が持ち出されてくる。そして新政策においては既にみたように農村地域政策として農政の一翼を担わされることになるのである。そうしてみると、農村地域とか集落、村というものを、その実態を明らかにしないままに、いわば恣意的に言葉だけを使用しているのではないかと、という疑問を抱かずにはおられない。とりわけ新農政では、伝統・文化を育み、美しい景観

に配慮した農村整備の推進といった美辞麗句も空虚な絵空事にしか映らなくなるのである。

したがって、若し新政策において文字通り農村地域政策を打ち出すのであれば、これまでの農村なり集落、村についての政府の認識に再検討を加え、当面の対象とする農村の実像を明示する必要がある。

4 農業・農村再建の方向一まとめにかえて一

冒頭に述べたように、現代日本の農業・農村の実態はきわめて憂慮すべき事態に直面している。そうした事態を生み出したものは、端的に言えば工業化と都市化であろう。すなわち効率主義の競争原理にもとづく農業の従属と、利便主義を優先する生活様式の極大志向の農民支配である。これは自然との共生原理を基礎とする permaculture, human nature を尊重する快適主義の価値観の対極をなすものである。

工業化・都市化の典型は、現代高度に発達した科学文明を集積した大都市であると見なされる。それはいわば近代都市であり、近代化の象徴である。この近代都市の対極に位置付けられる存在が農村であった。そこでの農村は、primitive industry を基礎とする premodern area としてレッテルをはられることになった。

農村に対するこのような labeling は、財界人や知識人、さらにマス・メディアなど、高度経済成長期のオピニオンリーダーらによって形成され、国民の間に広く浸透していった。この labeling の直接の対象にさらされたのは農民である。彼らは極度の inferiority complex に呻吟し、農村生活への自信を失い、農業に対する意欲を喪失することとなった。とくにこうした状態は、多感な青年層に顕著であった。農民に刻印されたこのいわば負の遺産は今日においてもなお払拭されていないのである。

新政策における主要な課題の一つに、農業経営を担う者の確保、そのために若者の農村への定住促進があげられている。政府はこれまで長期にわたって若い農業者の確保に懸命に取り組んできたことも事実である。しかしそこでの施策の基本は、新政策にも継承されている、他産業並みの労働時

間であり、生涯所得が他産業従事者と遜色ない水準という、いわゆるサラリーマン並の所得政策であり、後継者経営資金の援助という経済政策であった。

しかし、女性も含めて農村青年の農業に対する意欲を失わせたものは、相対的に低い所得ばかりではない。その本音は「農業はきたなく、きつく、かつこの悪い仕事」(いわゆる3K)であり、「農業は面白くない仕事」だというのである。そうしてみると、彼らの農業や農村に対する消極的態度は、経済的要因というよりも、むしろ農業・農村蔑視のlabelingに依存しているように思われる。したがって農業による所得が他産業並に改善されたとしても、現にそうした実績をあげている経営が身近かに存在しているはずであるが、そうした農業や農村観が変革されない限り、彼らの農業や農村生活に対する意欲は醸成されないということである。

このようにみえてくると、若い農業経営者の確保は勿論のこと、新政策の実効を可能にするためには、まず農業・農村の現代的な位置づけを明示し、新しい農業観を創出することが捷徑である。そのことを政府は強く認識すべきである。

農産物の自由貿易に反論する大内力は、農業の基本的価値として、食料の安定的な供給、安全な食料の生産、自然的環境の保全、社会的環境の保全の四点を強調している⁴⁾。農業が数千年にわたって持続することを可能にしたのも、こうした基本的価値を有していたからであろう。それぞれの時代に生きた農民たちが、この農業の価値を、彼らの協同行為の実践を通して実現してきたからにほかならない。

農村、とりわけ集落(自然村)は、こうした協同行為を核として組織された近隣の集団である。そこには長年にわたる実践を通して得られた農業・農村生活を支え、意欲を高める生活知(wisdom of life)が累積している。これが文化(伝統)である。したがって、この文化こそは農民たちにとってかけがえのない創造の基盤である。憂慮すべき今日の問題は、こうした生活知に対して一顧だにせず、これを放棄しようとしている現実である。

そうしてみると政府のみに責任を転嫁するわけにはいかない。農村社会学を学ぶわれわれにとっても、農民たちの日常生活の世界に深くわけ入り、生活知を発見し、それを体系化することが強く要請されているのである。それは、新しい農業・農村観の創出のみならず、ひいては人間が地球上に生存を持続するための価値観の確立に連動することにもなるだろう。

こうした創造的活動は、研究者のみならず、さらに自律的な生活の創造をめざす都市の生活者との協同により、農民たちの日常生活の世界の地平に、A.スミスが構想した共感(sympathy)の世界を構築することによって、より確実なものになるだろう。そうした人間関係を基盤とした社会的価値の創造をめざす文化運動によって、この困難と思われる課題の克服が可能となるだろう。

地球に生きるそれぞれの民族には、長い農業の歴史の過程で創造し、継承されてきた個有の生活知、つまり文化がある。それはそれぞれの民族の生存にとってかけがえのない財産であり、いわば“民族の心”である。そうした“民族の心”を、僅か300年の間に抬頭した経済効率優先の資源消耗型一過性産業によって駆逐されてしまうとすれば、E.F.シュウマッハーの警告⁵⁾を俟つまでもなく人間の愚さを自証するばかりか、人類にとって最大の不幸となるだろう。

引用文献

- 1) 農林水産省『農業白書—平成5年度』1994, 農林統計協会。
 - 2) Toffler A., The Third Wave, 1980.
 - 3) 田代洋一「新しい農地政策の理念と方向」農業と経済別冊, 1995, 10. 富民協会。
 - 4) 大内 力『農業の基本的価値』1990, 家の光協会。
 - 5) Schumacher E.F., Small is Beautiful, 1973 (邦訳『人間復興の経済学』1976, 佑学社)
- 追記 本稿は韓国農村社会学会主催の第一回国際シンポジウム(topic: Social Change in Rural Societies and Countermeasures under WTO System, in Seoul, Korea on

WTO体制下の日本農業・農村活性化の基本方向を考える

May 24, 1995.) に招聘をうけ発表した原稿
をもとに、加筆・補正したものである。